

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会：トラフィックの提言

2016年6月28日

トラフィック イーストアジア ジャパン 若尾慶子

生物多様性の劣化に歯止めがかからない中、より有効に野生生物取引を管理できるよう柔軟性のある規制の適用を可能とするために以下の改正を提案する。

1. 画一的な規制ではなく、世界的な密猟・違法取引の影響が大きく国際的な努力が求められている種や日本のフットプリントが大きい種への対応を速やかに行う。

- ① ゾウ科の牙・牙製品を扱う輸入出業、製造業、卸業、小売業を特定国際種事業とし、事業者を登録制とする。(法 33 の 2、33 の 3、33 の 4 関連)
- ② ゾウ科の特定器官の定義を変更し、カットピースも登録対象へ含める。また、標本に登録票との照合可能なマーキングを行う。(法 12、令 2 の 5 関連)
- ③ ゾウ科牙及びカットピースを所有する者の登録を義務化する。(法 20 関連)

背景：日本は、適切な国内管理制度があるとして、過去 2 回ワシントン条約に基づく One-off sale の輸入国となった国であるが、近年不正な器官登録や国外への違法再輸出等が明らかになり、国内管理制度の課題が指摘されている。本年 9 月に開催されるワシントン条約締約国会議に提出された ETIS (Elephant Trade Information System) の報告書では、National Ivory Action Plan (NIAP) の策定が求められている。通常、NIAP は、違法取引撲滅のため、国内の象牙取引及び市場の監視強化が必要として締約国会議が指定する国が計画するものであり、ETIS 報告書の提言は、日本の国内制度への信頼が失われたことを意味する。特に違法な再輸出は、現在も続く深刻な密猟を引き起こしている「需要」を刺激するもので、緊急に対応することが国内市場を有する日本の義務である。しかしながら、現在国内にどれほどの象牙が残っているか(未加工象牙の累積輸入量 6,700t 以上、図 1)、所有者は誰か把握されていないため、またコンプライアンスの低い国内取扱業者の存在故、遮断すべき違法流出のルートは困難である。改正により適切な在庫の把握と管理を行えるようにすべきである。

参考：自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律における防犯登録

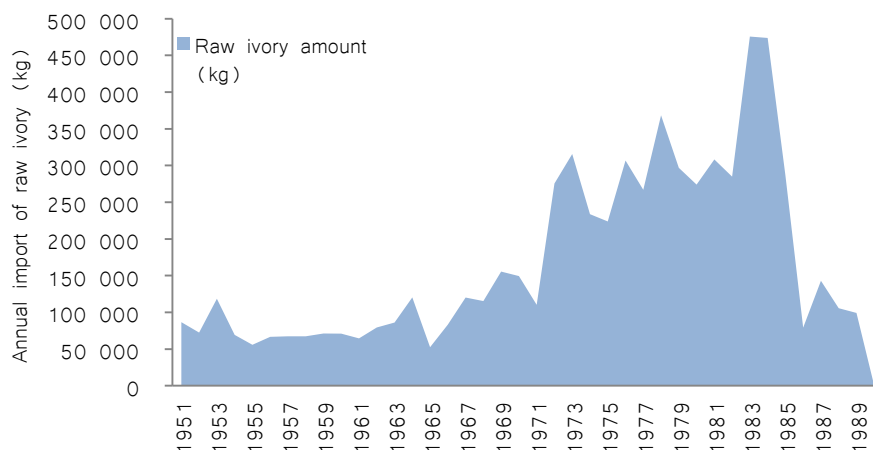


図 1. 日本の未加工象牙輸入量(1951年-1989年) Kitade et al, Setting Suns, 2016 より改変

#### ④ サイ科の角・角製品のマーキング、トレーサビリティを確立するシステムを構築する。(新設)

背景：犀角を目的としたサイの密猟も深刻な状況にある(図2)。ベトナムをはじめとするアジアでの需要が最大の要因であり、高い価格で取引されている。2015年には日本から香港を経由して中国へ密輸出された事例が報告されている。従来、国内での主な犀角の用途は伝統薬の材料であり、これらの在庫は製薬業者が自主的に管理している(表1)。犀角を含有する伝統薬に対する消費者の関心は高くないが、最近、角や角製品について数多くのオンラインでの買い取り広告や未登録でのオークション出品が確認されていることから、象牙同様、器官・加工品登録の強化と国として在庫を把握する必要性が示唆される。

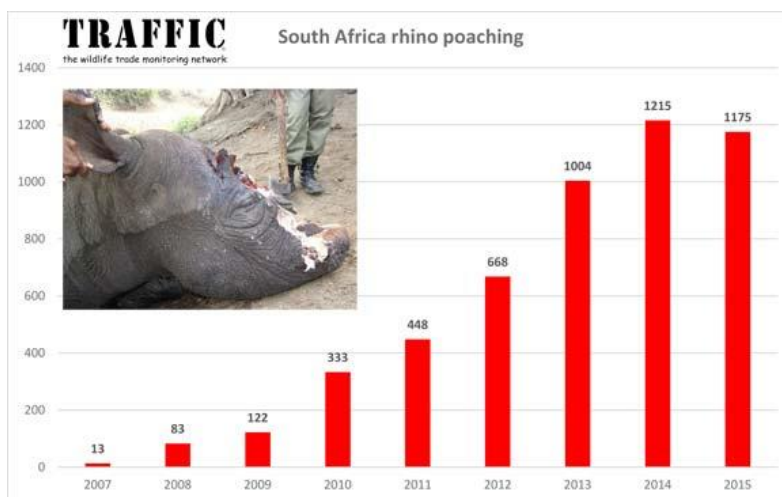


図2. 南アフリカ共和国のサイ密猟個体数(2007-2015) TRAFFIC News, 2016.1.21

表1. 日本製薬団体連合会会員企業が保有する犀角在庫量

年	在庫量(kg)	全形角保有企業数
2013	135,846	18
2014	135,293	18

Kitade et al, Setting Suns, 2016 より改変

#### ⑤ ネコ科の加工品の対象を見直す。人が摂取する以外の骨製品も含める。(令別表4 関連)

背景：トラ等ネコ科の器官・加工品の取引は規制されているが、器官・加工品としての指定から漏れている製品の取引が散見される。特に絶滅のおそれが大きく、世界的に違法取引・需要削減の努力がなされている種については、法で定める器官・加工品の規制ではなく、「対象種であることが分かる または 対象種であることを謳っている製品」の取引を禁止すべきである。少なくとも実際に流通していながら規制からされていない製品を規制対象に加える必要がある。

#### ⑥ ペットとして需要の高い爬虫綱・両生綱の取引管理を強化する。

背景：ワシントン条約附属書に掲載されている爬虫綱及び両生綱の輸入量において、日本は世界第5位である。IUCN レッドリストでCRに位置づけられている種の野生捕獲個体や生息国で捕獲・輸出が禁止されている種がペットとして流通している等日本の取引が野生生物へ与える影響は非常に大きいといえる。また、爬虫綱の違法取引は数多く報告されており、主要輸入国の責務として個体及び取扱業者の登録、個体識別制度の導入・強化が必須である。

## 2. 実情に即した有効な取引管理を行えるよう柔軟性のある法令とする。

- ⑦ 交雑個体の取り扱いを明確化する。法執行の障害となっているシャムワニ等の交雑個体を規制対象とできるようにする。(新設)
- ⑧ ワシントン条約附属書 I 及び渡り鳥等保護条約の通報種以外でも日本での取引が脅威となっている種を対象種とできるようにする。(新設)  
例) 国際希少種の国民提案制度

## 3. 世界の財産たる希少野生動植物を取引する者の責任を強化する。

- ① 繁殖業者、輸出入業者、特定国際種事業者の登録制を導入し、国民が当該情報を確認できるよう公表する。(新設)

背景: 2005 年から現在まで、当団体が把握しているだけでも 28 件の事業者が関与した違法事例があった。「自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないもの」である野生動植物の特に絶滅のおそれのある種を業として取引するものは、それに相当する責任を負うべきである。

参考: 古物営業法における古物商

- ② 生きた個体の登録に有効期限を設定し、個体識別制度を導入する。技術的に実施可能な種、市場価値が高い種、規制が変更された種から順次導入する。(法 20、21 関連)

背景: 2011 年には死亡した個体の登録票を未登録個体のものとして使用した違法取引事件が起こった。生きた個体の登録票には有効期限を設定し、登録内容と照会できるよう個体識別制度を導入する。識別の手段は、マイクロチップ、DNA 等対象とする種や技術に合わせて選択できるようにすることが望ましい。市場価値が高い種や法・条約の見直しによって希少種に指定されることとなった種を優先的に対象とすることで、ロンダリングや登録票の悪用を回避できる。

参考: 動物愛護法で規定される特定動物に求められるマイクロチップや脚環

- ③ 個体等の所有者の義務として、当該個体の合法性を明らかにする義務を有する旨を追記する(法 7 関連)

- ④ 特定国際種事業者であることの表示を義務化する(特にオンライン取引)。(法 33 の 2 関連)

参考: 古物営業法 12 条

- ⑤ 国内に生息する国際希少種の「適法捕獲等個体」を取引しようとするものは、その合法性を明らかにする。(法 12-1(7)、規則 5-2 関連)

#### 4. 違反に関わる措置を明らかにする。

- ① 違反時の対処を明確化する。違反標本の没収、登録／許可の取り消し、違反にかかる生体の飼育・管理費用の負担について明文化する。(新設)

背景：現状では無登録で譲渡等された場合、その事件が起訴されれば裁判所命令により没収できるが、不起訴の場合、当該標本はそのまま違反者の手元に残る可能性がある。行政機関による没収、提出命令等の規定を設けることが適正な法執行に不可欠である。

参考：鳥獣保護法 83 条“…犯人の所有に係る物は、没収する。”

- ② 押収標本の取り扱いを明確化し、速やかな返送、特に生体の場合は動物愛護法に準じた取り扱いを可能とする。(新設)

背景：海外で押収された国内希少種の返送に際し、輸入国・輸出国それぞれの研究者が費用を負担し、書類準備等もすべて行った事例がある。国内の関係省庁に相談したが、通常取引としての関与しか得られなかった。本来、こうした事例は善意の個人の努力ではなく、国によって対応されるべきである。

また、空港で関税法違反の疑いで差し止められた生きた動物が、適正とは言い難い環境に保管され、個体が衰弱した事例があった。

#### 5. その他

- ① 法 6 条に記載されている希少種の個体、器官等の定義は、法 4 条(定義等)へ移動させる。(法 4、6 関連)

- ② 個体群ごとの指定を可能にする。(新設)

- ③ 種の保存法と他法令の連携強化

例) 外為法でも交雑個体の取り扱いを明らかにする。

動物愛護法で両生綱の対面販売を義務化する。

古物営業法で古物商の許可をしない基準に種の保存法違反を含める。

組織犯罪防止法の別表に種の保存法を加える。

- ④ 法整備は重要であるが、執行なくしては意味をなさない。野生生物取引においては、特に水際管理が適切に行えるよう体制を整備する。

例) 行政機関と執行機関の連携強化

環境省の担当人員・予算の増強

以上